

<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>（対立抗争又は内部抗争に係る暴力行為を誘発するおそれがある行為）</p> <p>第二条 法第十五条の三第一項第三号の政令で定める行為は、対立指定暴力団員（同項第二号に規定する対立指定暴力団員をいう。）の縄張（法第九条第四号に規定する縄張をいう。）内で営業を営む者に対し、自己の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（法第九条に規定する系列上位指定暴力団等をいう。）の威力を示す行為とする。</p> <p>（審査専門委員）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（警察庁長官への権限の委任）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>（方面公安委員会への権限の委任）</p> <p>第五条 法第四十一条各号に掲げる事務以外の法又は法に基づく政令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、法第三十二条の三第一項の規定による指定、同条第五項の規定による命令及び同条第六項の規定による取消しに関する事務を除き、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。</p>	<p>（審査専門委員）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（警察庁長官への権限の委任）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>（方面公安委員会への権限の委任）</p> <p>第四条 法第四十一条各号に掲げる事務以外の法又は法に基づく政令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、法第三十二条の二第一項の規定による指定、同条第五項の規定による命令及び同条第六項の規定による取消しに関する事務を除き、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（人の生命又は身体を害する罪等） 第十二条（略）</p> <p>2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一〇二十四（略）</p> <p>二 二十五 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第七十条（同法第六条第三項、第二十一条第三項、第三十四条第三項、第四十四条第三項又は第五十二条第二項に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>二六・二七（略）</p> <p>二八 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条第一号（同法第十五条の三第一項第三号に係る部分に限る。）又は第三号に規定する罪</p> <p>二九〇四十五（略）</p>	<p>（人の生命又は身体を害する罪等） 第十二条（略）</p> <p>2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一〇二十四（略）</p> <p>二 二五・二六（略）</p> <p>二七〇四三（略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（法第三十七条第二項の政令で定める基準）</p> <p>第九条 法第三十七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第九十一号）、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ關スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>二丁チ （略）</p> <p>三 （略）</p>	<p>（法第三十七条第二項の政令で定める基準）</p> <p>第九条 法第三十七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第九十一号）、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の二第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ關スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>二丁チ （略）</p> <p>三 （略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（法第四十九条第三項の政令で定める基準）</p> <p>第四条 法第四十九条第三項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第九十一号）、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>二丁チ （略）</p> <p>三 （略）</p>	<p>（法第四十九条第三項の政令で定める基準）</p> <p>第四条 法第四十九条第三項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第九十一号）、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の二第七項を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>二丁チ （略）</p> <p>三 （略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（法第七百七条第二項の政令で定める基準）</p> <p>第十六条 法第七百七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>八 法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダ イオキシシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>二丁又 （略）</p> <p>三 （略）</p>	<p>（法第七百七条第二項の政令で定める基準）</p> <p>第十六条 法第七百七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>八 法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダ イオキシシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の二第七項を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>二丁又 （略）</p> <p>三 （略）</p>

改 正 後

改 正 前

（受益者の定めのない信託の受託者となることができる法人）
第三条 信託法附則第三項の政令で定める法人は、国、地方公共団体及び次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とする。

（受益者の定めのない信託の受託者となることができる法人）
第三条 信託法附則第三項の政令で定める法人は、国、地方公共団体及び次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とする。

一（略）

一（略）

二 業務を執行する社員、理事若しくは取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査役（いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対しこれらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

二 業務を執行する社員、理事若しくは取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査役（いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対しこれらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ 信託法、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の規定、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）の規定（同法第三編に規定する投資法人制度に係るものを除く。）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の規定（同法第二編に規定する特定目的会社制度に係るものを除く。）、著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）の規定（同法第二條第一項第二号に規定する委任契約に係るものを除く。）若しくは信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の規定に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四條、第二百六條、第二百八條、第二百八條の三第一項、第二百二十二條若しくは第二百四十七條の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一條、第二條若しくは第三條の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六條から第四十九條まで、第五十條第一号若しくは第五十一條の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ 信託法、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の規定、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）の規定（同法第三編に規定する投資法人制度に係るものを除く。）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の規定（同法第二編に規定する特定目的会社制度に係るものを除く。）、著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）の規定（同法第二條第一項第二号に規定する委任契約に係るものを除く。）若しくは信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の規定に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四條、第二百六條、第二百八條、第二百八條の三第一項、第二百二十二條若しくは第二百四十七條の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一條、第二條若しくは第三條の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六條、第四十七條、第四十九條若しくは第五十條の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

八（略）

八（略）